



発行 東京都

目次

告示

- 指定障害福祉サービス事業者の廃止……………一
……（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）……
- クリーニング師の研修の指定……………三
……（福祉保健局健康安全全部健康安全課）……
- 令和四年における火光利用さは漁業の制限措置の内容等……………三
……（産業労働局農林水産部水産課）……
- 令和四年における棒受け網漁業の制限措置の内容等……………五
……（同）……

公告

- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………六
……（生活文化局都民生活部管理法人課）……
- 開発行為に関する工事完了……………六
……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………六
……（環境局総務部環境政策課）……
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………六
……（産業労働局商工部地域産業振興課）……
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………七
……（同）……

告示

●東京都告示第千二百二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年九月十四日

東京都知事 小池百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人みらい	サポートセンターえがね	品川区西大井3-1-4-2階	令和2年12月31日
一般社団法人みかんの社	みかんの花	町田市中原1-26-14 ボスール跡山1階	令和3年3月31日
有限会社シスター	シスター介護サービス	北区赤羽南1-27-7-1階	令和3年3月31日
株式会社ブラレール・キャピタル	わかばケア	練馬区石神井町1-4-14	同 日
有限会社そよかぜ介護	そよかぜケアサービス	調布市調布ケ丘2-32-3 ジュネス人森102	同 日
社会福祉法人あいの樹	あい武蔵村山	武蔵村山市中原4-3-2	令和3年6月1日
株式会社HMS	ケアサポート ばんだ	江戸川区篠崎町5-3-19 オーシャンプラット1階	令和3年6月17日
合同会社アヤマ介護センター	アヤマ介護センター	荒川区東口暮里3-15-17	令和3年6月30日
生活協同組合・東京高齢協	東京高齢協・茗荷	茗荷区亀有4-5-12 橋川ビル101	同 日
有限会社ケアサポート	あんしん介護センター	東大和市南郷5-74-12	同 日
アースサポート株式会社	アースサポート清瀬	清瀬市元町1-9-8	同 日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社シスター	シスター介護サービス	北区赤羽南1-27-7-1階	令和3年3月31日
株式会社ブラレール・キャピタル	わかばケア	練馬区石神井町1-4-14	同 日
有限会社そよかぜ介護	そよかぜケアサービス	調布市調布ケ丘2-32-3 ジュネス人森102	同 日
社会福祉法人あいの樹	あい武蔵村山	武蔵村山市中原4 3 2	令和3年6月1日
株式会社HMS	ケアサポート ばんだ	江戸川区篠崎町5-3-19 オーシャンプラット1階	令和3年6月17日
合同会社アヤマ介護センター	アヤマ介護センター	荒川区東口暮里3-15-17	令和3年6月30日
生活協同組合・東京高齢協	東京高齢協・茗荷	茗荷区亀有4 5 12 橋川ビル101	同 日
有限会社ケアサポート	あんしん介護センター	東大和市南郷5-74-12	同 日
アースサポート株式会社	アースサポート清瀬	清瀬市元町1-9-8	同 日

サービスの種類 同行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ブラレール・キャピタル	わかばケア	練馬区石神井町1-4-14	令和3年3月31日
株式会社HMS	ケアサポート ばんだ	江戸川区篠崎町5-3-19 オーシャンプラット1階	令和3年6月17日
株式会社福ぶくら	株式会社 福ぶくら 介護のたくみ	板橋区上板橋2-30-2	令和3年6月30日
生活協同組合・東京高齢協	東京高齢協・茗荷	茗荷区亀有4-5-12 橋川ビル101	同 日
有限会社ケアサポート	あんしん介護センター	東大和市南郷5-74-12	同 日

サービスの種類 行動支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人みらい	サポートセンターえがね	品川区西大井3-1-4-2階	令和2年12月31日
株式会社アンブラッド	つばめ訪問介護	墨田区業平4 2 9	令和3年2月1日
社会福祉法人あいの樹	あい武蔵村山	武蔵村山市中原4-3-2	令和3年6月1日
株式会社HMS	ケアサポート ばんだ	江戸川区篠崎町5-3-19 オーシャンプラット1階	令和3年6月17日

サービスの種類 生活介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人さくら会	ゆめ工房さくら	小金井市霞井北町2-18-6	令和3年3月31日

サービスの種類 就労継続支援A型

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人総泉会	きせん事業所	葛飾区東金町1-35-10	令和3年6月30日

サービスの種類 共同生活援助

廃止:			
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人のぞみ	グループホーム すずらん	墨田区立川4-19-13	令和3年6月30日

●東京都告示第千二百二十三号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八
条の二第一項の規定に基づき、クリーニング師の研修を次
のように指定する。

令和三年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 研修の主催者の
名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導
センター
港区新橋六丁目八番二号

二 研修の開催年月
日並びに会場の
名称及び所在地
令和三年十月十七日
練馬区民交流ホールCoccon
eri
練馬区練馬一丁目十七番一号

(一) 令和三年十一月二十八日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

(二) 令和四年二月十三日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

(三) 令和四年二月二十七日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

(四) 受講料
五千元

●東京都告示第千二百二十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条
において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令
和四年における火光利用さば漁業の制限措置を定めたので、
当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき
期間を次のとおり告示する。

令和三年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 制限措置の内容

(一) 漁業種類
一本釣り漁業及びたもすくい漁業

(二) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数
ア 新トン数適用船舶(昭和五十七年七月十八日以降
に建造された船舶及び昭和五十七年七月十七日以前
に建造された又は建造に着手された船舶のうち昭和
五十七年七月十八日以降に特定修繕(船舶のトン数
の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)
附則第三条第一項に定める特定修繕をいう。)を行
った船舶をいう。以下同じ。)の場合 百トン以下
イ 旧トン数適用船舶(新トン数適用船舶以外の船舶
をいう。以下同じ。)の場合 七十トン未満
ただし、平成三年度及び平成四年度に実施した、こ
の漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業で
共補償を行った残存漁業者の申請に係る船舶であって、
かつ、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでな
い。

なお、ただし書に規定する場合において、許可等を
することができ船舶の総トン数は、新トン数適用船
船の場合は、百五十トン以下、旧トン数適用船舶の場
合は、百トン未満とする。

(三) 推進機関の馬力数
定めなし

(四) 漁業時期
周年

(五) 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
 別表のとおり
 二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
 令和三年九月十六日から同年十月十五日まで

別表

許可等すべき船舶の数※	操業区域	漁業を営む者の資格
1隻(1)	伊豆諸島海域(ただし、八丈島近海漁場及び鳥島近海漁場(ベヨネース列岩から嬬婦岩と北之島との中間線までの海域をいう。)を除く。)	東京都島しょ部に住所を有し(法人にあつては、主たる事務所の所在地が東京都島しょ区域にあり)、かつ、船舶根拠地が東京都島しょ区域にある者であること。
13隻(3)		千葉県に住所を有し(法人にあつては、主たる事務所の所在地が千葉県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が千葉県の区域にある者であること。
2隻(1)		神奈川県に住所を有し(法人にあつては、主たる事務所の所在地が神奈川県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が神奈川県の区域にある者であること。
6隻(3)		静岡県に住所を有し(法人にあつては、主たる事務所の所在地が静岡県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者であること。

※ ()内はこの漁業に使用する船舶で、新トン数適用船舶の場合の総トン数が、25トン以上100トン以下(1(2)ただし書に規定する場合に該当するときは、150トン以下)及び旧トン数適用船舶の場合の総トン数が、20トン以上70トン未満(1(2)ただし書に規定する場合に該当するときは、100トン未満)の許可等を行うことができる各都県別の隻数。

●東京都告示第千二百二十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令和四年における棒受け網漁業の制限措置を定めたので、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり告示する。

令和三年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 制限措置の内容

(一) 漁業種類

あじ・さば棒受け網漁業

(二) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

ア 新トン数適用船舶（昭和五十七年七月十八日以降に建造された船舶及び昭和五十七年七月十七日以前に建造された又は建造に着手された船舶のうち昭和五十七年七月十八日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項に定める特定修繕をいう。）を行った船舶をいう。以下同じ。）の場合 百トン以下イ 旧トン数適用船舶（新トン数適用船舶以外の船舶をいう。以下同じ。）の場合 七十トン未満

ただし、平成三年度及び平成四年度に実施した、この漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業で共補償を行った残存漁業者の申請に係る船舶であつて、かつ、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

なお、ただし書に規定する場合において、許可等を

することができ、船舶の総トン数は、新トン数適用船舶の場合は、百五十トン以下、旧トン数適用船舶の場合は、百トン未満とする。

(三) 推進機関の馬力数

定めなし

(四) 漁業時期

周年

(五) 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

別表のとおり

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和三年九月十六日から同年十月十五日まで

別表

許可等すべき船舶の数※	操業区域	漁業を営む者の資格
41隻（0）	伊豆諸島海域	東京都島しょ部に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が東京都島しょ区域にあり）、かつ、船舶根拠地が東京都島しょ区域にある者であること。
3隻（3）	伊豆諸島海域（ただし、八丈島近海漁場及び鳥島近海漁場（ベヨネース列岩から孀婦岩と北之島との中間線までの海域をいう。）を除く。）	千葉県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が千葉県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が千葉県の区域にある者であること。
3隻（3）		静岡県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が静岡県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者であること。

※（）内はこの漁業に使用する船舶で、新トン数適用船舶の場合の総トン数が、25トン以上100トン以下（1(2)ただし書に規定する場合に該当するときは、150トン以下）及び旧トン数適用船舶の場合の総トン数が、20トン以上70トン未満（1(2)ただし書に規定する場合に該当するときは、100トン未満）の許可等をすることができる各都県別の隻数。

公 告

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ハートセービングプロジェクト

二 代表者の氏名

富田 英

三 主たる事務所の所在地

世田谷区下馬一丁目二十九番五号一〇二

一 名称

特定非営利活動法人環境経営学会

二 代表者の氏名

岡本 享二

三 主たる事務所の所在地

千代田区飯田橋二丁目四番十号 五階

一 名称

特定非営利活動法人自然環境復元協会

二 代表者の氏名

三 主たる事務所の所在地
島村 雅英
新宿区内藤町一番七号 ホラトクビル二〇一

一 名称

特定非営利活動法人平尾昌晃ラブアンドハーモニー基金

二 代表者の氏名

服部 真之介

三 主たる事務所の所在地

中央区築地六丁目一番十号 築地USビル

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年九月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

小平市上水新町一丁目千三百七十九番五の一部及び千三百八十番四
西東京市芝久保町四丁目二
十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九

十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、豊海地区第一種市街地再開発事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和三年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
豊海地区市街地再開発組合
理事長 衣川 洋
中央区豊海町二番二十四号

二 対象事業の名称

豊海地区第一種市街地再開発事業

三 工事着手の予定年月日

令和三年九月十五日

四 工事完了の予定年月日

令和九年三月三十一日

五 届出日

令和三年八月三十一日

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体

にあつては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所 (団体にあつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年九月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和三年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 東京楽天地浅草ビル

二 店舗所在地 台東区浅草二丁目六番七号

三 設置者名 株式会社東京楽天地

四 設置者住所 墨田区江東橋四丁目二十七番十四号

五 変更前の店舗名 東京楽天地浅草開発計画

六 変更後の店舗名 東京楽天地浅草ビル

七 変更前の店舗所在地 台東区浅草二丁目六番地四ほか

八 変更後の店舗所在地 台東区浅草二丁目六番七号

九 変更前の設置者の代表者名 山田 啓三

十 変更後の設置者の代表者名 浦井 敏之

十一 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定

十二 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社楽天地オアシスほか二名

十三 変更日 令和三年七月十五日ほか

十四 届出日 令和三年八月三十日

十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業

十六 縦覧期間

振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
令和三年九月十四日から令和四年一月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 株式会社ルミネ新宿1店

二 店舗所在地 新宿区西新宿一丁目一番五号

三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名

四 意見

ア 聴取者 新宿区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和三年八月二十六日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和三年九月十四日から同年十月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定め

る休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 株式会社ルミネ新宿2店

二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目三十八番二号

三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名

四 意見

ア 聴取者 新宿区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和三年八月二十六日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和三年九月十四日から同年十月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

